

## エイズ予防指針改定の個別論点と都の対応状況

論点	概要	対応状況
① HIV流行終結に向けた目標設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連合同エイズ計画（UNAIDS）の国際的な目標を踏まえ、我が国においても2030年までのHIV流行終息に向けた目標を記載</li> <li>・理念目標として、「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを記載する。</li> <li>・数値目標として、「ケアカスケードの95-95-95目標」を記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査・相談室の検査体制の拡充、普及啓発活動等によりHIV感染の収束に取組中</li> <li>・陽性者に対する十分なカウンセリングや紹介状の発行により医療へつなげる取組を実施</li> </ul>
② U = U	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「U=U」（「Undetectable：検出限界値未満」＝「Untransmittable：HIV感染しない」）の文言を記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・U=Uを検査・相談月間、性感染症ナビ等で普及中</li> <li>・HIV/エイズの正しい知識を広報</li> </ul>
③ 偏見や差別の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療や福祉の現場において HIV感染者であるという理由のみで診療やサービス提供の拒否、消極的になってはならないことに言及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者研修でHIV感染者の診療に関する知識を講義、患者の診療に協力、理解を求める</li> </ul>
④ 個別施策層への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MSM、性風俗産業の従事者、トランスジェンダー、薬物を使用することがある人、受刑者、日本に滞在又は居住する外国人を含め、個別施策層として感染動向を把握し、それぞれに配慮した施策を検討していくことを記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象層それぞれの特性に合った啓発を実施</li> <li>・エイズニュースレター統計情報、MSM・性風俗従事者支援団体と協力した普及啓発、検査予約・検査室の外国語対応</li> <li>・東日本成人矯正センター(旧八王子医療刑務所)への専門相談員の派遣</li> <li>・多摩府中保健所で刑務所でのポスター掲示等の普及啓発を実施</li> </ul>

論点	概要	対応状況
⑤ 曝露前予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴露前予防が有用であると報告されていること、暴露予防前は、定期的なH I V検査、その他性感染症の検査等服薬者の健康状態の観察が重要であることを記載</li> <li>・国は、暴露前予防に関して研究を引き続き推進する必要があることを記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者向けリーフレット「ともに生きるために」や、予防月間中の街中フラッグ、性感染症ナビで紹介</li> <li>・予防は、コンドームの使用、NO SEX、SAFE SEX、SAFER SEXを性感染症ナビ等に記載</li> </ul>
⑥ 医療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズ治療拠点病院と地域の医療機関間の機能分担による診療連携の充実を図り、一般の医療の中でも感染者等に対して適切な医療を提供する包括的な体制を整えることが重要である旨記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者向け研修、歯科医療機関紹介事業、症例懇話会等の開催</li> <li>・エイズ診療協力病院協議会や歯科協議会の実施</li> <li>・エイズ診療協力病院の指定</li> </ul>
⑦ 郵送検査（検査体制）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所における検査・相談業務について、受検者の利便性のため、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施することや、検査・相談件数を確保する等の観点から、医療機関・検診施設等への外部委託、郵送検査の活用の検討など、検査の利用機会の拡大に向けた取組の促進が重要である旨記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都の検査・相談室で、夜間や休日の検査・相談を実施</li> <li>・多摩地域検査・相談室での即日検査を実施</li> </ul>
⑧ エイズ予防指針に基づいたモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、疫学情報及び統計情報の収集、エイズ施策に対するモニタリングにより、本指針の改正に資する評価に努めることを記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内HIV検査の統計情報を厚労省へ報告</li> <li>・新宿東口検査・相談室で厚労省研究班の調査を随時実施</li> </ul>

なお、都の方向性の策定にあたっては、梅毒、その他の性感染症も含め総合的に検討していく必要がある。